

令和3年3月

事業者 殿

甲府労働基準協会
都留労働基準協会
峡南労働基準協会
山梨労働基準協会

労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診について

時下 ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

事業者の皆様には労働衛生管理に日々ご尽力頂いている事と存じます。

さて、別紙リーフレットの通り、労働安全衛生法第66条の定めにより、事業所は労働者の健康に影響を及ぼす有害な物質を取り扱う場で働く人に対して

「歯科医師による定期的な歯科特殊健康診断」を実施し、その結果を所轄労働基準監督署へ報告しなければなりません。

歯科特殊健診に該当するかご不明の場合は、ご使用の化学製品の安全データシート(SDS)の「11.有害性情報」をご確認下さい。

当協会による上期・下期集団特殊健診において、歯科特殊健診はお申込み30名以上での実施となります。

お申込み頂いても実施人数に満たない場合は受診できませんので、歯科特殊健診のみ下記口腔保健センターにて受診のお手続きをお願い致します。

---歯科特殊健診：お問い合わせ先---

【山梨県歯科医師会】

| | | |
|--------|--------------|--|
| 甲府地域 | 山梨口腔保健センター | TEL：055-252-6481 〒400-0061 甲府市屋形 2-1-33 |
| 富士東部地域 | 富士東部口腔保健センター | TEL：0554-56-8899 〒402-0056 都留市つる 5丁目 1-55 |